

## うなぎ稚魚漁業許可の制限措置 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新		旧	
番号	制限措置 (規則第 11 条関係) 操業区域	番号	制限措置 (規則第 11 条関係) 操業区域
15-1-1	(略)	15-1-1	(略)
15-1-2	国東市から大分市 <u>関崎</u> と愛媛県佐田岬とを結んだ線に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第 3 号及び内共第 8 号の共同漁業権の漁場区域を除く。	15-1-2	国東市から大分市 <u>大字坂ノ市</u> に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第 3 号及び内共第 8 号の共同漁業権の漁場区域を除く。
15-1-3	大分市 <u>関崎</u> と愛媛県佐田岬とを結んだ線から佐伯市に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第 4 号、内共第 5 号及び内共第 11 号の共同漁業権の漁場区域を除く。	15-1-3	大分市 <u>大字本神崎</u> から佐伯市に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第 4 号、内共第 5 号及び内共第 11 号の共同漁業権の漁場区域を除く。
15-1-4	中津市から大分市 <u>関崎</u> と愛媛県佐田岬とを結んだ線に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第 1 号、内共第 2 号、内共第 3 号、内共第 8 号及び内共第 9 号の共同漁業権の漁場区域を除く。	15-1-4	中津市から大分市 <u>大字坂ノ市</u> に至る間の地先及びこれに接続する河川。ただし、内共第 1 号、内共第 2 号、内共第 3 号、内共第 8 号及び内共第 9 号の共同漁業権の漁場区域を除く。

※制限措置のうち、その他の項目については、年次の修正以外に変更の予定はありません。